

公告 第690号

組合規程の新設について

令和4年2月25日付SCSK健発第896号をもって、以下の規程を新設することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和4年2月28日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■新設する規程

- ・被保険者証等の直接送付実施規程

以上

SCSK健康保険組合 被保険者証等の直接送付実施規程

(目的)

第1条 この規程は、SCSK健康保険組合（以下「当組合」という。）が実施する被保険者証等の交付事務（返付及び再交付にかかる事務を含む。）について、健康保険法施行規則に基づき、当組合から被保険者（任意継続被保険者を除く。以下同じ。）への直接送付に関する具体的な取り扱いを定め、事務の適正化や事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 被保険者への直接送付の対象となる証書は次のとおりとする。

- (1) 被保険者証
- (2) 高齢受給者証
- (3) 特定疾病療養受療証
- (4) 限度額適用認定証
- (5) 限度額適用・標準負担額減額認定証

2 前項の証書は、原則として当組合から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付することとするが、緊急の使用を要する、又は事業主からの交付が困難である等、当組合が認めた場合に直接送付の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第99条第8項、第103条の2第4項及び第105条第3項に規定による意思を表示した被保険者に係る第1項（3）から（5）までの証書の交付については、本規程を適用しない。

(対象事業所)

第3条 被保険者への直接送付を実施する対象事業所は、全ての適用事業所とする。

(送付方法)

第4条 被保険者に対して第2条に定める被保険者証等を直接送付する場合は、対面受取が可能となる郵送方法を用いて送付する。

(費用負担)

第5条 直接送付に係る費用は、全て対象事業所の事業主の負担とする。その費用の内訳は「送料のみ」とする。

2 前項の費用は、当組合が月毎に合算し対象事業所の事業主に請求することとし、当該事業主はその請求額を指定された期日までに支払うものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2条第1項(3)から(5)までの証書の直送送付に係る費用については、当組合の負担とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。